

令和6年度第2回 定期（財務）監査・行政監査実施計画

監査の種類	財務監査及び行政監査
監査の対象	経済労働局、こども未来局、まちづくり局及び病院局
監査の範囲	令和5年度及び令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに情報管理に関する事務等の執行を対象とする。 ただし、必要に応じて他の年度の事務の執行も対象とする。
監査の期間	令和6年12月2日から令和7年3月上旬まで
監査の方法	対象部局ごとの事業実態や各執行課のリスク等を踏まえた上で、システムを活用した確認、書類審査、担当職員への質問、現地調査等の方法により行う。 なお、必要があると認められる場合、地方自治法第199条第8項の規定に基づき、関係人調査等を行う。
監査の項目 及び 主な着眼点	1 財務監査 (1) 予算執行事務 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。 (2) 収入事務 調定、徴収、債権管理及び現金取扱事務は適正に行われているか。 (3) 支出事務 違法、不当その他不適正な支出はないか。 (4) 契約事務 契約の時期及び方法並びに履行確認は適正に行われているか。 (5) 財産管理事務 財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか。 (6) 経営に係る事業管理 経営に係る事業の管理は適正に行われているか。 2 行政監査 (1) 情報管理に関する事務 情報資産の管理等は適正に行われているか。 (2) 庁用自動車等の管理に関する事務 庁用自動車等の安全対策等は適正に行われているか。 (3) その他 その他の事務の執行は適正に行われているか。
監査の日程	令和6年11月上旬 実施通知 令和6年12月2日 監査開始 令和7年 3月上旬 監査委員会議 令和7年 3月下旬 監査結果の提出及び公表